

# 町内会解散命令

昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する件

## 政令第十五号

第一條 昭和二十年九月一日以前から昭和二十一年九月一日まで引き続き、町内会部落会又はその連合会の長の職に在つた者は、昭和二十二年五月一日から起算し四年の期間満了するまでこの間、従前町内会部落会又はその連合会の長の職務に属する区域に在りては、その職務に就くことができない。但し、この間、地方官の職務に就き、或は、町内会部落会又はその連合会の長の職務に就いて、その職務に属する区域に在りては、その職務に就くことができない。

第二條 この政令の施行の際に町内会部落会又はその連合会に属する職員は、その職務に就くことができない。但し、その職務に就くことができない期間満了の日に、町内会部落会又はその連合会の長の職務に属する区域に在りては、その職務に就くことができない。但し、この間、地方官の職務に就き、或は、町内会部落会又はその連合会の長の職務に就いて、その職務に属する区域に在りては、その職務に就くことができない。

第三條 町内会部落会又はその連合会の長の職務に属する区域に在りては、その職務に就くことができない。但し、この間、地方官の職務に就き、或は、町内会部落会又はその連合会の長の職務に就いて、その職務に属する区域に在りては、その職務に就くことができない。

第四條 町内会部落会又はその連合会の長の職務に属する区域に在りては、その職務に就くことができない。但し、この間、地方官の職務に就き、或は、町内会部落会又はその連合会の長の職務に就いて、その職務に属する区域に在りては、その職務に就くことができない。

第五條 町内会部落会又はその連合会の長の職務に属する区域に在りては、その職務に就くことができない。但し、この間、地方官の職務に就き、或は、町内会部落会又はその連合会の長の職務に就いて、その職務に属する区域に在りては、その職務に就くことができない。

第六條 町内会部落会又はその連合会の長の職務に属する区域に在りては、その職務に就くことができない。但し、この間、地方官の職務に就き、或は、町内会部落会又はその連合会の長の職務に就いて、その職務に属する区域に在りては、その職務に就くことができない。

第七條 町内会部落会又はその連合会の長の職務に属する区域に在りては、その職務に就くことができない。但し、この間、地方官の職務に就き、或は、町内会部落会又はその連合会の長の職務に就いて、その職務に属する区域に在りては、その職務に就くことができない。

第八條 町内会部落会又はその連合会の長の職務に属する区域に在りては、その職務に就くことができない。但し、この間、地方官の職務に就き、或は、町内会部落会又はその連合会の長の職務に就いて、その職務に属する区域に在りては、その職務に就くことができない。

第九條 町内会部落会又はその連合会の長の職務に属する区域に在りては、その職務に就くことができない。但し、この間、地方官の職務に就き、或は、町内会部落会又はその連合会の長の職務に就いて、その職務に属する区域に在りては、その職務に就くことができない。

第十條 町内会部落会又はその連合会の長の職務に属する区域に在りては、その職務に就くことができない。但し、この間、地方官の職務に就き、或は、町内会部落会又はその連合会の長の職務に就いて、その職務に属する区域に在りては、その職務に就くことができない。

## 内務省

進駐軍に群がる子供たち

